主 文 原判決を破棄する。 被告人を懲役三年に処する。 理 由

本件控訴の趣意は、被告人本人ならびに弁護人正木亮、同正木捨郎連名提出の各控訴趣意書記載のとおりであるからここにこれを引用する。これに対する当裁判所の判断は左のとおりである。

ー、 弁護人の論旨第一点ならびに被告人本人の論旨中、法令適用の誤りを主張 する点について

が開は、「被告人の原判示一の(一)の誘拐の所為は、刑法第二二四条所定の未成年者誘拐罪に該当するものであるにかかわらず、原判決が営利誘拐罪の規定である同法第二二五条を適用して処断したのは違法である。」

然るに、弁護人は、「原判決のような見解はわが国明治以来の刑法立法の沿革に 照らして正当ではない。ことに明治三四年の刑法改正案においては、犯人が自己の (その他の判決理由は省略する。) (裁判長判事 花輪三次郎 判事 山本長次 判事 下関忠義)